

平成29年12月1日から

# 国民年金・厚生年金保険の診断書 「血液・造血器疾患の障害用」 (様式第120号の7)の様式が変わります

障害基礎年金・障害厚生年金の「血液・造血器疾患による障害」についての認定基準見直しに伴い、診断書の様式を下記の通り改正します。

平成29年11月1日以降に改正後の様式を配布し、  
12月1日から新しい様式で認定事務を行います。

## 主な 変更点

1. 認定に用いる検査項目を見直します。
2. 造血幹細胞移植後の「慢性GVHD」について記載できる欄を設けます。

「改正後の診断書」を作成する際は、  
「診断書作成の留意事項」をご参照ください。

※ ご不明な点は、[日本年金機構の年金事務所](#)へお問い合わせください。